

2009年2月2日

報道関係各位

アリアンツ生命保険株式会社

## 三井住友銀行と提携、米ドル建て変額年金保険を発売

アリアンツ生命保険株式会社(本社所在地:東京都港区、代表取締役社長:三宅伊智朗、以下「アリアンツ生命保険」)は、株式会社三井住友銀行(本店:東京都千代田区、代表取締役 頭取兼最高執行役員:奥 正之、以下「三井住友銀行」)と生命保険商品販売業務に関する代理店委託契約を締結しました。2009年2月9日より新商品の米ドル建一時払変額年金保険(年金額最低保証・I型)[販売名称:「アクティブビジョン」]を発売し、全国の三井住友銀行本支店を通じて販売いたします。

本商品の主な特徴は、以下の通りです。

### ■米ドル建ての変額年金保険

本商品は、主に外国の株式・債券で資産を運用する米ドル建ての変額年金保険です。一時払保険料のお払込みや年金などのお支払いはすべて米ドルで行います<sup>(注1)</sup>。

(注1)特約を付加することで円でのお受取りも可能です。

### ■年金は1年後から一生涯

年金はご契約より最短で1年後からお受取り可能<sup>(注2)</sup>で、お受取りいただける期間は一生涯です。

(注2)年金支払開始年齢は50歳から90歳です。

### ■最低保証される年金額には増加のチャンス

年金支払開始時の年金額は、据置期間に応じて増加する年金算出基準額<sup>(注3)</sup>と、年金支払開始時の被保険者の年齢にもとづき計算されます。この年金額は、以後の年金支払期間中の特別勘定の運用実績にかかわらず、最低保証されます。年金支払期間において特別勘定の運用実績が好調な場合などには、最低保証される年金額が増加する可能性があります。

(注3)年金算出基準額は、第1回の年金額を計算する際の基準となる額です。年3%単利で毎年増加し、最大で基本保険金額(一時払保険料)の127%となります。なお、年金支払開始日の前日の積立金額が年金算出基準額を上回った場合には、積立金額が年金算出基準額となります。

本商品の特徴である「米ドル建てによる積立金の運用」、「ご契約より最短1年後から一生涯お受取りいただける年金」、「据置期間・運用実績により増加する年金額」により、お客さまは魅力的な年金額を、インフレリスクを軽減しながら安定的・計画的にお受取りいただくことができます。

アリアンツ生命保険ではあらゆるお客さまのニーズを満たす多様な保険商品の開発に取り組み、商品ラインアップの拡充を進めていく予定です。

以上

<本件に関するお問合せ先>

アリアンツ生命保険株式会社 広報担当

Tel 03-4588-1505 Fax 03-4588-1511

## 本商品の特徴

### ■米ドル建ての変額年金保険

- ・米ドル建ての変額年金保険です。一時払保険料のお払込みや年金などのお支払いはすべて米ドルで行います<sup>(注1)</sup>。

(注1)特約を付加することで円でお受取りも可能です。

- ・主に外国の株式・債券に投資する米ドル建ての特別勘定で、資産をバランス良く分散投資します。

### ■年金は1年後から一生涯 (図1参照)

- ・年金のお受取りは最短でご契約の1年後から可能<sup>(注2)</sup>です。

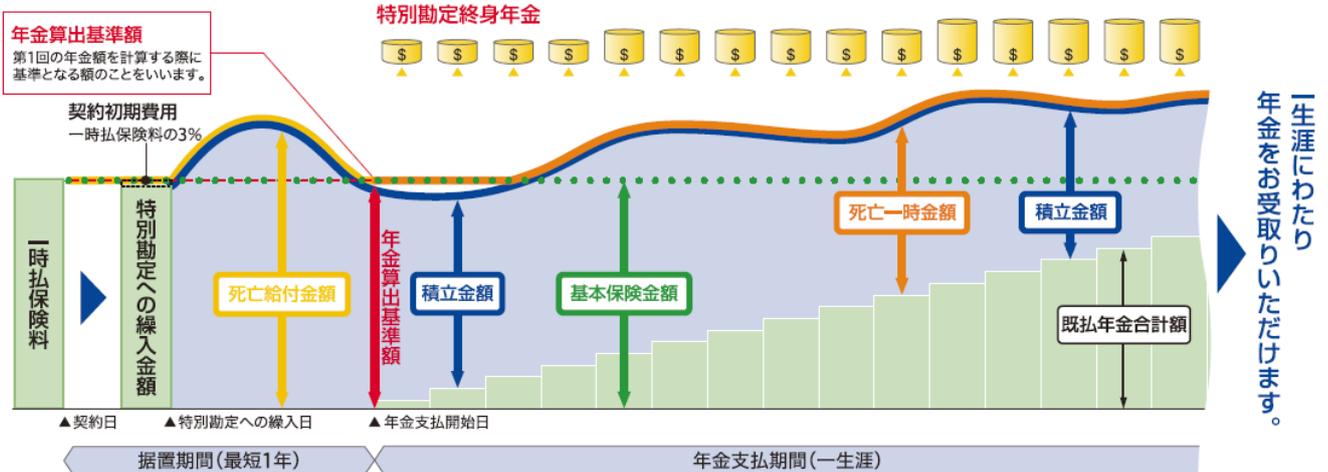
(注2)年金支払開始年齢は50歳から90歳です。

- ・年金は一生涯にわたってお受取りいただけます。

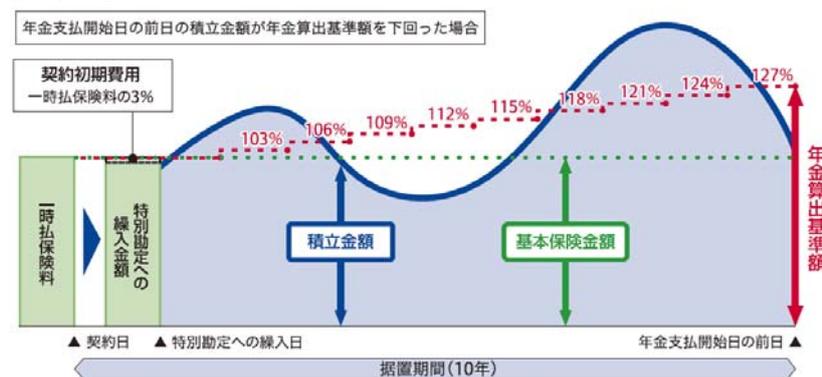
### ■最低保証される年金額には増加のチャンス

- ・第1回の年金額を計算する際の基準となる年金算出基準額は、据置期間中、特別勘定の運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日ごとに基本保険金額に対して年3%単利で最高9回にわたり増加し、最大で基本保険金額(一時払保険料)の127%となります(図2参照)。
- ・第1回の年金額は、年金支払開始日の前日の年金算出基準額に、年金支払開始日の被保険者の年齢に応じた年金額算出率を乗じた額となります(表1参照)。この年金額は、以後の特別勘定の運用実績にかかわらず、下がることはありません。
- ・第2回以後は、運用が好調で年金支払日の前日の積立金額が、前年の年金支払日の前日の積立金額より大きい場合や、年金支払日の前日の積立金額に年金額算出率を乗じた額がそれまでの年金額より大きい場合、年金額が増加します。増加した年金額は以後下がることはありません。

【図1】



【図2】



【表1】

被保険者の年齢区分	年金額算出率
50歳～54歳	4.4%
55歳～59歳	4.5%
60歳～64歳	4.7%
65歳～69歳	5.0%
70歳～73歳	5.4%
74歳～76歳	5.8%
77歳～79歳	6.2%
80歳～82歳	6.7%
83歳～90歳	7.2%

## ご契約のお取扱い

契約年齢 (被保険者の年齢)	40 歳～75 歳(満年齢)
一時払保険料 (基本保険金額)	50,000 米ドル～5 億円* ※ 被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して 5 億円*をこえることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ
据置期間	1 年～50 年(1 年単位) ※ 年金支払開始時の被保険者年齢は、50 歳～90 歳となります。
年金種類	特別勘定終身年金
付加できる特約	年金円支払特約、円支払特約、年金分割支払特約、遺族年金支払特約
基本保険金額の増額	一時払保険料の特別勘定への繰入日以後、年金支払開始日の 1 年前の契約応当日までお取扱いします。 取扱年齢: 40 歳～75 歳(増額日における被保険者の満年齢) 増額保険料: 3,000 米ドルよりお取扱いします。 ※ 増額後の基本保険金額は被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める年金保険を複数ご契約の場合、増額後の基本保険金額を通算して 5 億円*をこえることはできません。
告知	不要です。
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて 8 日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

\* アリアンツ生命所定の為替レートにより円換算します。

## 本商品についてご確認いただきたい事項

### 投資リスクについて

- この商品では、お払込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、外国の株式および債券を主な投資対象とする外国投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品では、資産運用の結果が直接、死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などに反映されることから、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

### 為替リスクについて

- この商品は米ドル建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

### 諸費用について

この商品にかかる費用は、つぎの「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「年金管理費」がかかります。

- ご契約時にかかる費用
  - ・ 契約初期費用: 一時払保険料(増額保険料)に対して 3.0%を、特別勘定への繰入時に一時払保険料(増額保険料)から控除します。
- 特別勘定による運用期間中にかかる費用
  - ・ 保険契約関連費用: 毎日、特別勘定の資産総額に対して年率 2.98%の 1/365 を特別勘定の資産から控除します。
  - ・ 資産運用関連費用: 特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の信託財産に対して年率 0.2295%程度を日割りで乗じた額を信託財産から控除します。
- 解約・一部解約などをされる場合にかかる費用
  - ・ 解約控除: 契約日(増額部分については増額日)から解約日(一部解約日)の前日までの年数が 10 年未満の場合、解約控除対象額に対して 4%~0.4%を、解約返戻金の支払時、年金の一括支払時に積立金から控除します。
- 遺族年金支払特約による年金のお支払いを行う場合にかかる費用
  - ・ 年金管理費: 支払年金額に対して 1%を、遺族年金支払特約の年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。
- 米ドルのお取扱いにかかる費用
  - ・ 保険料払込時に、銀行への振込手数料のほかにも手数料をご負担いただく場合があります。また、米ドル建ての年金などのお受取りの際や円に交換してお引出しになる際に、手数料をご負担いただく場合があります。なお、手数料の金額については取扱金融機関などによって異なるため、表示することができません。
  - ・ 年金などを円でお受取りになる場合には、所定の外国為替手数料をご負担いただくことになります。このとき適用される年金円支払特約為替レート・円支払特約為替レートは、対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)と比べて、1 米ドルあたり-60 銭の差がありますので、その差額が特約適用時のご負担となります。

このプレスリリースは「アクティブビジョン」の概要をご説明するものです。「アクティブビジョン」のご検討・お申込みに際しましては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等をご覧ください